平成２１年（フ）第１９９号
山口県山陽小野田市大字東高泊1432番地１　パーミィ・アイレットＡ棟102号、前住所山口県宇部市大字小串799番地２
債務者　照屋　朋子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９６号
大分県豊後高田市水崎1301番地
債務者　近藤　悦治
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９号
大分県宇佐市大字四日市1583番地の１
債務者　西明　実咲
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９号
大分県中津市大字下宮永112番地２
債務者　吉岡しずか
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９１号
岩手県一関市真柴字中田41番地286　雇用促進住宅中田南宿舎１―103、前住所宮城県栗原市築館字源光53番地１　レジデンスブレスＣ―２
債務者　工藤　惠美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２９７号
山形県尾花沢市新町３丁目９番34号
債務者　有路　慎也
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５５号
山形県天童市久野本３丁目15番４―402号　市営久野本第一住宅４号棟
債務者　橋浦　和子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８号
群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1169番地２
債務者　田村　香織
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
群馬県沼田市上原町1628番地９　武井順一アパート中号
債務者　坂井　正道
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
函館市中道１丁目４番13号
債務者　上村　　大
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８７号
函館市中道１丁目４番13号
債務者　上村　真琴
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９９号
北海道茅部郡森町字上台町152番地の１
債務者　小川　　諭
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
北海道茅部郡森町字上台町152番地の１
債務者　小川　真代
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６１７号
函館市美原５丁目16番１―305号
債務者　平　真由美
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６２０号
函館市深堀町32番２―504号
債務者　藤原　義孝
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
岩手県一関市花泉町金沢字荒屋敷13番地
債務者　佐々木由恵
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第６３号
群馬県沼田市高橋場町4912番地　県営住宅75Ｄ棟80号
債務者　小林　由季
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
栃木県足利市西宮町2931番地　西宮神社社務所内
債務者　立野二三子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後１時50分　宇都宮地方裁判所足利支部